

組み体操の2日後に中3生徒が死亡、訴え棄却の遺族は控訴せず 広島県三原市

中国新聞デジタル、2023年5月11日

広島大付属三原中（広島県三原市）の3年男子生徒＝当時（14）＝が2016年、運動会の組み体操の2日後に脳出血で死亡したのは騎馬での事故が原因などとして、同市の遺族が広島大（東広島市）に約9600万円の損害賠償を求めた訴訟で、遺族側の訴えを棄却した広島地裁福山支部の判決が確定した。原告の遺族側が10日の控訴期限までに控訴しなかった。

【表で見る】三原組み体操訴訟の主な争点

遺族側は公判で、騎馬の解体時に男子生徒の上段にいた生徒の膝が頭に当たり、脳出血を引き起こしたなどと主張していた。4月26日の判決は、接触した可能性は否定できないが後頭部に強い外力が加わったとまでは認められず、脳出血は内因性の可能性が比較的高いと判断した。

遺族の代理人弁護士は「遺族には判決に納得していない思いもあるが、諸般の事情を考慮した」と話した。